

平成25年三重県議会定例会  
戦略企画雇用経済常任委員会説明資料  
目 次

◎議案補充説明

1 議案第33号	三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例の一部を改正する 条例案について	1
2 議案第35号	三重県統計調査条例の一部を改正する条例案について	5

◎所管事項

1 政策創造員会議について	11
2 みえの現場・すごいやんかトークについて	15
3 広域連携について	19
4 「県政だより みえ」の新たな情報発信について	21
5 経済センサスー活動調査に係る結果速報について	23
6 審議会等の審議状況について (報告)	27

【別冊資料】

○別冊 平成24年度若手・中堅職員養成塾報告書

平成25年3月18日  
戦 略 企 画 部

【議案補充説明】議案第33号

1 三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例の一部を改正する  
条例案について

(1) 改正理由

「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」が平成25年4月1日に施行されることに伴い、三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例の規定を整理するものです。

(2) 改正内容

法改正により、「国が経営する企業」が存在しなくなることから、三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例に規定される非開示情報の類型のうち、県等が行う事務又は事業に関する情報であって、「国が経営する企業」に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものを削除します。

(3) 施行期日

平成25年4月1日

(参考) 国が経営する企業について

「国が経営する企業」としては、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第2条第2号に規定される「国有林野事業を行う国の経営する企業」のみが現存していましたが、今回の法改正により国有林野事業特別会計において企業的に運営されてきた国有林野事業は一般会計において実施されることとなりました。この国有林野事業の国営企業形態の廃止により、「国が経営する企業」は存在しなくなりました。

○三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表（三重県情報公

開条例・第一条関係）

改 正 案

現 行

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～五 （略）

六 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ～二 （略）

本県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～五 （略）

六 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ～二 （略）

本県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

○三重県情報公開条例及び三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照表（三重県個人情報保護条例・第二条関係）

改 正 案	現 行
(保有個人情報の開示義務)	(保有個人情報の開示義務)
第十六条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	第十六条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
一五五 （略）	一五五 （略）
六 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	六 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
一五二 （略）	一五二 （略）
本 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	本 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
七九 （略）	七九 （略）



## 2 三重県統計調査条例の一部を改正する条例案について

### 1 概要

今回的一部改正は、条例の一斉点検・見直しにより、県統計調査並びに県統計調査に係る調査票情報の二次利用及び提供に関する規定を整備するものです。

### 2 主な内容

#### (1) 条例改正案について

##### ①調査票情報の二次利用及び提供に関する規定の整備

調査票情報の秘密保護に考慮を払いつつ、統計データの有効利用につながるよう、現行条例等では明確に規定されていなかった調査票情報の県機関での二次利用及び外部の公的機関への提供ができる場合をより明確に定めます。

##### 現行条例（抜粋）

###### （調査票情報の目的外利用）

第九条 知事等は、公益上特に必要があると認め、その旨を告示したときは、その行った県統計調査に係る調査票情報を、当該県統計調査の目的以外の目的のために、自ら利用し、又は提供することができる。

##### 条例改正案（抜粋）

###### （調査票情報の提供）

第九条の二 知事等は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

##### ②県統計調査等の規定の整備

県統計調査及び県指定統計調査等の定義について、他県の例を参考にし、より明確にするとともに、県指定統計調査の指定の告示等について定めます。

#### (2) 施行規則案について

条例改正案の中において規則で定めることとしている施行規則案の主な内容は、統計法施行規則に準ずることとしており、次のとおりです。

①条例第九条の二第一号の規則で定める者（施行規則案第三条関係）

条例第九条の二第一号の県統計調査に係る調査票情報を提供することができる国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者は、会計検査院、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とします。

②条例第九条の二第二号の規則で定めるもの（施行規則案第四条関係）

条例第九条の二第二号の国の行政機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものは、次に掲げる統計の作成等とします。

- (1) 国の行政機関、地方公共団体等が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- (2) 実施に要する費用の全部又は一部を国、地方公共団体等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- (3) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

3 施行日

改正条例 平成25年4月1日施行予定

施行規則 平成25年4月1日施行予定

## 三重県統計調査条例施行規則（案）

### （趣旨）

第一条 この規則は、三重県統計調査条例（平成二十一年三重県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

### （立入検査の証明書）

第二条 条例第六条第二項の立入検査証の様式は、別記様式（省略）とする。

### （調査票情報の提供を受けることができる者）

第三条 条例第九条の二第一号の規則で定める者は、会計検査院、独立行政法人等（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社とする。

### （調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等）

第四条 条例第九条の二第二号の規則で定める統計の作成等は、次に掲げる統計の作成等であつて、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものとする。

一 國の行政機関（統計法第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は前条に規定する者（次号において「公的機関」という。）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

二 その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等

三 國の行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

### 附則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 平成二十一年三重県規則第十六号「三重県統計調査条例第六条第二項の立入検査証の様式を定める規則」は廃止する。

○三重県統計調査条例の一部を改正する条例案新旧対照表

	改 正 案	現 行
(定義)		
第二条 この条例において「県統計調査」とは、県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を行う。ただし、次に掲げるものを除く。	第一 県がその内部において行うもの	第一 県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を行う。ただし、次に掲げるものを除く。
二 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町に対し、報告を求めることが規定されているもの	二 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町に対し、報告を求めることが規定されているもの	二 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、市町に対し、報告を求めることが規定されているもの
三 国の行政機関（法第二条第一項に規定する行政機関をいう。第九条の二第一号において同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの	三 国の行政機関（法第二条第一項に規定する行政機関をいう。第九条の二第一号において同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの	三 国の行政機関（法第二条第一項に規定する行政機関をいう。第九条の二第一号において同じ。）その他の者からの委託を受けて行うもの
四 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第二条第五号に規定する事務に関する行うもの	四 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第二条第五号に規定する事務に関する行うもの	四 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第二条第五号に規定する事務に関する行うもの
(県指定統計調査の指定の告示等)		
第三条 知事等は、前条第二項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしたときは、その旨を告示しなければならない。指定を解除したときも同様とする。	2 知事等は、県指定統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法、次条に規定する報告義務に関する事項その他必要な事項を規則（知事以外の執行機関の規則を含む。以下同じ。）で定めなければならない。	2 知事等は、前条第二項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしたときは、その旨を告示しなければならない。指定を解除したときも同様とする。
3 知事等は、県指定統計調査以外の県統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法その他必要な事項を告示しなければならない。		3 知事等は、県指定統計調査以外の県統計調査を行おうとするときは、その目的、範囲、事項、方法その他必要な事項を告示しなければならない。
(調査票情報の二次利用)		
第九条 知事等は、次に掲げる場合には、県統計調査に係る調査票情報（法第二条第十一項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）を利用することが		
(調査票情報の目的外利用)		
第九条 知事等は、公益上特に必要があると認め、その旨を告示したときは、その行った県統計調査に係る調査票情報（法第二条第十一項に規定する調査票情報		
(定義)		
第二条 この条例において「県統計調査」とは、次に掲げる調査をいう。	第一 県指定統計調査（三重県小売物価統計調査（商品の小売価格、サービス料金及び家賃を調査し、物価動向を明らかにする調査をいう。）及び三重県生産動態統計調査（事業所における鉱工業製品の生産の状況を明らかにする調査をいう。）をいう。以下同じ。）	第一 県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査で、その目的、範囲、方法、その他必要な事項を告示したもの

できる。

一 統計の作成又は統計的研究（次条において「統計の作成等」という。）を行う場合

をいう。以下同じ。）を、当該県統計調査の目的以外の目的のために、自ら利用し、又は提供することができる。

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第九条の二 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行つた県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 国の行政機関、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等

又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十一條 次に掲げる者は、当該各号に定める義務に関する限り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第九条の二の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 第九条の二の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第九条の二の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自己に自ら利用し、又は提供してはならない。

二 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自己に自ら利用し、又は提供してはならない。



## 【所管事項説明】

### 1 政策創造員会議について

新しい三重づくりのための政策創造及び提言、政策創造員の政策創造能力の向上等を図るため、平成24年4月に政策創造員会議を設置し、以下のとおり活動を進めてきました。

#### 1 取組概要

政策創造員会議は、知事から指名された戦略企画部企画課、政策提言・広域連携課、各部局等の推薦を受けた職員計28名で構成し、主に、調査・研究活動と若手・中堅職員養成塾の2つの活動に取り組んできました。

##### (1) 調査・研究活動

###### ① 目的

政策創造員がチャレンジングな課題を自ら設定し、独創的なアイデアや視点を生み出すことに重点を置いた調査・研究活動に取り組むことにより、政策創造能力の向上をめざしています。

###### ② 活動概要

今年度は以下の4テーマについて調査・研究活動に取り組み、2月21日に知事をはじめとした幹部職員等を対象とした最終報告会を開催しました。

- 「若者の力を引き出す『大人版キッザニア』で地域の再生をめざす  
～新しい若年者雇用の促進と地域再生の検討～」
- 「県庁プロパー職員ゼロ計画」～新しい県庁運営の仕組みの検討～」
- 「三重県庁版パブリックインボルブメント（P.I.）の提案  
～新しい県民参画手法の検討～」
- 「海外における戦略的パートナー探し～新しい海外展開手法の検討～」

※概要は別紙「政策創造員による調査・研究活動結果の概要」参照

##### (2) 若手・中堅職員養成塾

###### ① 目的

政策創造員を含めた若手・中堅職員の視野を広げ、気づきを与えることをめざしています。

###### ② 開催概要

知事を塾長として、知事又は知事が選定した著名な専門家を講師に招き、以下のテーマによる講演と意見交換を全6回開催し、延べ564名の職員が参加しました。

当日は、本庁舎等については庁舎内テレビで放送したほか、テレビでの視聴ができない地域機関職員のためにインターネット上で動画を配信しました。また、1年間の活動の成果として別添のとおり報告書を取りまとめました。

第1回 5/21 「現場主義と政策創造」 鈴木英敬 三重県知事

第2回 7/17 「公は官か」 加藤秀樹 構想日本代表

第3回 8/22 「意識改革研修～今、求められる地方自治」 中田宏 前横浜市長

第4回 9/10 「人口減少社会を踏まえた新しい三重づくり」 藩谷浩介 (株) 日本総合研究所主席研究員

第5回 11/14 「三重発！女性ベンチャー経営者から見た三重の価値・魅力」 福政恵子 (株) アクアプランネット代表取締役

第6回 1/7 「柿安本店 伝統と革新の精神」 赤塚保正 (株) 柿安本店代表取締役社長

## 2 平成25年度の取組についての考え方

平成24年度の取組の中で明らかとなった課題等を踏まえ、改善とより一層の充実を図ることとし、引き続き、調査・研究活動と若手・中堅職員養成塾を二本柱として取り組みます。

(主な改善点)

- ・ 政策創造員の選定では、意欲の高い職員に門戸を開き、政策創造員会議での活動をより一層活性化させるため、公募枠を設定
- ・ 調査・研究活動では、活動の効率化や庁内でのPRのため、庁内SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を試行的に導入
- ・ 若手・中堅職員養成塾では、講演における気づきを具体的な行動に導くため、全5回のうち1回をワークショップ形式で開催

## 政策創造員による調査・研究活動結果の概要

## 1. ワーキンググループ1

テーマ	「若者の力を引き出す『大人版キッザニア』で地域の再生をめざす～新しい若年者雇用の促進と地域再生の検討～」
目的	○若年者の職業能力の向上と雇用の確保、農林水産業の活性化を通じた地域再生について「大人版キッザニア」をキーワードに検討する。
調査内容	○若年者の意識と非正規雇用の実態 ○教育制度と就労の関係 ○若年者の就労に向けた対策の現状 ○農林水産業の現状と若者の受入状況（有料の職業体験旅行サービス「仕事旅行」を通じた農業体験、和歌山県ふるさと定住センター等） ○「キッザニア」（兵庫県西宮市）の運営状況
提案	○フリーターなども含めた若者の第一次産業への就労に向けた新たな仕組みとして、「三重県 大人版キッザニア “就労体験プラットフォーム（仮称）”」の設置 ○地域と教育機関等が連携した「郷土愛」を育む仕組みづくりとして、「三重県産業振興甲子園」、「三重県産業振興ドラフト会議」の開催 等

## 2. ワーキンググループ2

テーマ	「県庁プロパー職員ゼロ計画 ～新しい県庁運営の仕組みの検討～」
目的	○県民との協創が究極的に進んだその先の姿として、アクティブ・シチズンにより運営される新しい県庁像を検討する。
調査内容	○地方公共団体の事務が拡大していく歴史 ○行政のスリム化の先進事例（愛知県高浜市、佐賀県武雄市） ○自治体共同による業務執行（関西広域連合、市町村共同処理） ○図書館業務、保健所業務等の広域行政としての業務のあり方
提案	○行政の担うべき役割を縮小するために ・時代や環境の変化にあわせた規制緩和や法定事務の削減 ・二重・三重行政の撤廃 ○広域行政としての県の役割をプロパー職員以外が担うために ・地方独立行政法人など専門組織による業務執行 ・市町による共同処理などの活用 ・民間活力の活用（税の滞納整理等私債権整理への債権回収会社の活用、協同組合等の監査への監査法人の活用、体育施設の運営管理へのスポーツクラブの活用、啓発事業・イベントへのNPO等の活用）

### 3. ワーキンググループ3

テーマ	「三重県庁版パブリックインボルブメント（P I）の提案～新しい県民参画手法の検討～」
目的	○公共政策過程におけるサイレントマジョリティとの効果的なコミュニケーションなど、新たに体系的な県民参画手法を検討する。
調査内容	○ P I を巡る課題等 ○三重県における県民参画取組 ○他自治体等における P I 事例（福岡県宗像市「まちづくり検証会議」、神奈川県藤沢市「討論型世論調査」等）
提案	○新たな三重県庁版 P I の導入（三重県庁版パブリックインボルブメントハンドブックの作成、公開） ○県民からの発案を取り入れ、共に考える仕組みである「三重県フューチャーセンター」の設置、政策創造員会議の発展型としての「県庁内フューチャーセンター」の設置

※パブリックインボルブメント：政策や計画の策定段階から市民の参画を確保し、市民と行政がともに政策や計画を作り上げていくことを指す。

※フューチャーセンター：多様な専門家やステークホルダー（利害関係者）が集まり、「対話」によって協調的なアクションを引き出すための開かれた「場」。日本では企業や大学のオープン・イノベーションや、未来に向けた市民参加のまちづくりの場として注目されている。

### 4. ワーキンググループ4

テーマ	「海外における戦略的パートナー探し～新しい海外展開手法の検討～」
目的	○相手国とwin-winの関係構築をめざし、中長期的な視点から新しい三重県の海外戦略を検討する。
調査内容	○地方自治体レベルの国際戦略 ○三重県の国際戦略の経緯、現状 ○国内及び三重県の中小企業の動向 ○BOP (Base Of the Pyramid) ビジネス及びリバース・イノベーション
提案	○BOP ビジネスの対象国・取組分野例として、インド・アフリカ（南アフリカ、エジプト、ナイジェリア）における中古車リサイクル（廃棄自動車の資源化）の展開 ○三重県がBOP ビジネスでの海外展開手法として ・ビジネスコンテストの開催 ・ターゲット国等とのパートナーシップ協定の締結 ・「みえBOP ビジネス推進研究会（仮称）」の設置 ・ICE TT研修生及び海外青年協力隊員のノウハウを活用する仕組みづくり

※BOP ビジネス：年間所得3,000ドル未満で生活する所得別人口ピラミッドの底辺層（世界人口の7割以上を占める）を対象とするビジネスで、市場規模は500兆円を超える。ビジネスとして、利益を上げるだけではなく、社会課題の解決をめざす。

※リバース・イノベーション：BOP ビジネスをさらに進め、途上国でイノベーション生み出し、そのイノベーションを先進国に還流させる仕組みを指す。

## 2 みえの現場・すごいやんかトークについて

### 1 目的

「みえの現場・すごいやんかトーク」(以下「すごいやんかトーク」という。)は、現場を重視し、地域の力を伸ばす県政を展開していくため、知事が現場に足を運び、地域で頑張っている県民の皆さんとの対話の場を設け、各地域の実情を把握し、課題を共有することを目的に実施するものです。

また、県政の取組の成果が県民の皆さんに届いているかを直接把握とともに、今後の政策展開につながるよう、さまざまな活動を行っている県民の皆さんからご意見等をいただくことを目的に実施しています。

### 2 取組概要

「みえ県民力ビジョン」で、政策分野ごとに設定した16の「幸福実感指標」に関して、実際に現場で活動している県民の皆さんを対象に、24年度は、29市町で32回のすごいやんかトークを開催しました(3月24日に開催予定の1回を含む。)。

(平成24年度の開催実績については、別紙参照)

### 3 意見・提案の活用

すごいやんかトークで出された意見や提案については、各部局と情報共有し、施策や事業等への反映を検討するとともに、県のホームページへ会議概要を掲載し、広く県民の皆さんにも情報提供しています。

### 4 トークの主な成果等

#### (1) 参加者の活動が活性化した主なもの

##### ① 「全国まちづくりカレッジ」の開催

テーマ：地域に対する私たちの思い・活動

参加者：皇學館大学の学生の皆さん

意 見：卒業するまでに「全国まちづくりカレッジ」を三重県で開催したい。

成 果：すごいやんかトーク(平成23年8月10日)をきっかけとして、「全国まちづくりカレッジ」の三重県への誘致に向かった学生の機運が高まり、全国から14校、約200名の学生が参加し、平成24年11月17日及び18日に伊勢市で「第13回全国まちづくりカレッジ2012 in 伊勢」を開催。

**② 三重県学生献血推進連盟「みえっち」の設立**

テーマ：災害時に看護学生としてできること

参加者：三重県立看護大学の学生の皆さん

意 見：災害時の血液製剤の安定供給や、日頃からの献血率の向上に向け、学生が統一的に献血推進活動を行えるような組織が必要。

成 果：すごいやんかトーク（平成23年9月30日）をきっかけとして、学生が統一的に献血推進活動を行えるような組織の立ち上げ機運が高まり、三重県学生献血推進連盟「みえっち」が平成25年2月23日に設立され、3月9日に津市でスタートフェスティバルを開催。

**(2) 県の施策や事業へ反映した主なもの**

**① 食育事業の推進**

テーマ：子どもの育ちと子育て

参加者：子育て関係のグループの皆さん

意 見：食べ物を大切にする子どもは、命を大切にし、思いやりのある子に育つと思うので、県ももっと食育に力を入れていくべきである。

成 果：すごいやんかトーク（平成24年6月28日）を踏まえ、農林水産部、健康福祉部及び教育委員会で「三重県食育推進連絡会議」を立ち上げ、今後連携して食育を推進する予定。

**② 東日本大震災の交流事業の展開**

テーマ：東日本大震災の支援

参加者：東日本大震災の支援活動に取り組む皆さん

意 見：一方的な支援ではなく、今後は人、モノ、情報などの交流事業を展開していくべき。

成 果：すごいやんかトーク（平成25年1月20日）を踏まえ、民間の交流事業の周知等を行うとともに、平成25年度当初予算で、今後、物産販売等さまざまな機会を捉え、被災地と三重県との相互交流を展開する予定。

## 平成24年度 みえの現場・すごいやんかトーク 開催実績

回	日	曜日	時間	市町	参加者 (会場)	政策分野 (テーマ別の場合は 政策分野又はテーマ)	トーク参 加者数
1	5月6日	日	10:00～ 11:00	鳥羽市	◎神島の島民の皆さん (会場:神島開発総合センター)	(離島で暮らす人たち) ※テーマ別開催	12
2	5月31日	木	19:40～ 20:40	東員町	とういんボランティア市民活動センター登 録団体 (会場:東員町役場)	II-5 地域との連携	9
3			9:30～ 10:30	南伊勢町	いづみ楽農会 (会場:南伊勢町泉)	I-5 環境を守る持続可能な社 会	12
4	6月9日	土	11:30～ 12:50	志摩市	志摩いそぶえ会 (会場:志摩文化会館)	II-5 地域との連携 III-4 世界に開かれた三重	7
5			14:10～ 15:10	度会町	伊勢乃国 鏡太鼓 (会場:旧小川郷小学校体育館)	II-6 文化と学び	16
6	6月22日	金	15:00～ 16:00	大台町	神瀬の未来を語る会 (会場:神瀬集会所)	II-5 地域との連携 III-1 農林水産業	7
7	6月28日	木	19:30～ 20:30	いなべ市	子育て関係のグループ (会場:いなべ市役所)	II-3 子どもの育ちと子育て	9
8	7月7日	土	13:30～ 14:30	尾鷲市	ビジョン早田実行委員会 (会場:早田コミュニティセンター)	II-5 地域との連携	8
9	7月15日	日	15:30～ 16:30	伊賀市	菜種油を使った商品開発や販売に取り組 んでいる皆さん (会場:菜の舎)	III-1 農林水産業 III-2 強じんで多様な産業	14
10	7月24日	火	16:00～ 17:00	紀宝町	福祉の店「アプローチ」の関係者の皆さん (会場:アプローチ)	I-4 共生の福祉社会	12
11			18:30～ 19:30	御浜町	三重南紀温州部会 (会場:御浜町役場)	III-1 農林水産業	7
12	8月20日	月	19:00～ 20:00	津市	◎みえ若者就労支援ネットワーク (会場:アスト津)	(III-3雇用の確保、特に若者の 雇用支援) ※テーマ別開催	13
13	8月30日	木	16:00～ 17:00	川越町	高松地区社会福祉協議会 (会場:高松公民館)	I-4 共生の福祉社会 I-3 くらしを守る	7
14	9月6日	木	11:00～ 12:00	大紀町	ISOMONG (会場:錦みなとホール)	II-6 文化と学び	6
15	10月20日	土	8:50～ 9:50	名張市	とれたて名張交流館運営協議会 (会場:とれたて名張交流館)	I-4 共生の福祉社会 III-1 農林水産業	8
16	10月21日	日	9:30～ 10:30	亀山市	小山新田環境保全営農組合 (会場:組合交流広場)	I-5 環境を守る持続可能な社 会	11

## 平成24年度 みえの現場・すごいやんかトーク 開催実績

回	日	曜日	時間	市町	参加者 (会場)	政策分野 (テーマ別の場合は 政策分野又はテーマ)	トーク参 加者数
17	10月21日	日	11:30～ 12:30	鈴鹿市	NPO法人こどもサポート鈴鹿、みささぎの 郷里山づくりの会 (会場:加佐登町みささぎの郷)	II-3 子どもの育ちと子育て I-5 環境を守る持続可能な社 会	12
18	10月24日	水	18:00～ 19:00	木曽岬町	木曽岬さくら舞 (会場:木曽岬中学校体育館)	II-5 地域との連携	8
19	11月1日	木	10:00～ 11:00	朝日町	埋縄まちづくり協議会 (会場:埋縄公民館で調整中)	II-5 地域との連携	8
20		日	9:00～ 12:00	伊勢市	全国まちづくりカレッジ参加者 (会場:伊勢市観光文化会館)	(大学生によるまちづくり) ※テーマ別開催	10
21	11月18日	日	15:00～ 16:00	多気町	車川山里ファン俱楽部 (会場:旧油田邸)	II-5 地域との連携	10
22		日	16:45～ 17:45	明和町	明和町特産品振興連絡協議会 (会場:いつきのみや歴史体験館)	III-1 農林水産業 III-2 強じんで多様な産業 III-4 世界に開かれた三重	8
23	11月24日	土	10:00～ 11:00	菰野町	田光資源と環境を守る会 (会場:田光公会堂)	I-5 環境を守る持続可能な社 会 II-5 地域との連携 III-1 農林水産業	12
24		日	17:30～ 18:30	四日市市	NPO法人ハートピア三重 (会場:県四日市庁舎)	II-1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	10
25	1月20日	日	18:45～ 19:45	四日市市	◎東日本大震災の支援活動に取り組む 皆さん (会場:県四日市庁舎)	(I-1 危機管理、特に東日本大 震災の支援) ※テーマ別開催	6
26	1月26日	土	10:30～ 11:30	紀北町	楽しもう会 (会場:島勝浦集会所)	I-4 共生の福祉社会	10
27		土	14:30～ 15:30	熊野市	商店街で地域活性化に取り組む皆さん (会場:「いにらい広場」)	II-5 地域との連携 III-2 強じんで多様な産業	7
28	2月16日	土	14:00～ 15:00	津市	津市ユニアーサルデザイン連絡協議会 (会場:県津庁舎)	I-4 共生の福祉社会	9
29		土	16:40～ 17:40	玉城町	元気バスの関係者の皆さん (会場:玉城町保健福祉会館)	I-4 共生の福祉社会 III-5 安心と活力を生み出す基 盤	9
30	3月2日	土	15:45～ 16:45	松阪市	うきさとむらで地域のために活動されてい る皆さん (会場:うきさとむら)	II-5 地域との連携	7
31	3月3日	日	14:30～ 15:30	桑名市	NPO法人はあぶ工房Together (会場:はあぶ工房Together)	I-4 共生の福祉社会	10
32	3月24日	日	17:00～ 18:00	津市	◎初期臨床研修医、学生等 (会場:アスト津)	(I-2 命を守る) ※テーマ別開催	10
							合計 304
							予定

### 3 広域連携について

#### 1. 平成24年度の各知事会議について

県単独では解決することが難しい課題に対し、より効率的、効果的に解決していくとともに、共通の政策課題に対して、圏域の枠を越えた交流・連携の取組を推進するため、「全国知事会」のほか、中部圏では「中部圏知事会」・「東海三県一市知事市長会議」、近畿圏では「近畿ブロック知事会」・「紀伊半島知事会議」に参画するとともに、国土の中央部に位置する三重県、福井県、岐阜県、滋賀県による「日本まんなか共和国知事サミット」、有志の知事による「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」に参画しています。

また、今年度から、近年の複雑・多様化する政策課題の解決につなげるため、共通課題等を有する2県間で知事会談を実施しています。

(平成24年度の各知事会議の開催状況)

知事会議の名称	構成府県市等	開催状況
全国知事会議	47都道府県	H24. 5. 18 東京都 H24. 7. 19~20 香川県 H24. 11. 2 東京都 H25. 1. 23 東京都
中部圏知事会議	(中部9県1市) 三重・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・滋賀・名古屋市	H24. 8. 6 滋賀県 H24. 11. 7 石川県
東海三県一市知事市長会議	三重・岐阜・愛知・名古屋市	H24. 5. 1 愛知県名古屋市
近畿ブロック知事会議	(近畿2府8県) 三重・福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・徳島・鳥取	H24. 5. 30 鳥取県 H24. 10. 25 福井県
紀伊半島知事会議	三重・奈良・和歌山	H24. 4. 24~25 三重県鳥羽市
日本まんなか共和国知事サミット	三重・福井・岐阜・滋賀	H24. 4. 16 岐阜県
ふるさと知事ネットワーク知事会合	三重・青森・山形・石川・福井・山梨・長野・奈良・鳥取・島根・高知・熊本・宮崎	H24. 8. 8 島根県
2県知事会談	三重県・島根県 三重県・岐阜県 三重県・北海道	H24. 8. 9 島根県出雲市 H24. 8. 17 岐阜県大垣市 H25. 2. 5 北海道札幌市

## 2. 全国知事会議

(1) 開催日 平成25年1月23日(水)

(2) 開催場所 東京都(都道府県会館)

(3) 概要

### ○総務大臣との意見交換

・地方公務員の給与削減等について新藤総務大臣との意見交換が行われ、山田会長(京都府知事)から、今回の給与削減要請は地方自治の根幹を揺るがす暴論であり、交付税削減は使途の大義なくしてあり得ないこと、そのうえで国家公務員と地方公務員の適正な給与水準について国と地方の協議が必要であること等の問題提起がありました。

・本県知事からも、これまで三重県が取り組んできた一般職員の給与削減を例に、給与削減分の使途の明確化を求める発言を行いました。

・大臣退席後も引き続き議論が行われ、国に対し、公式の場で十分に協議することや、国も定数削減等の行財政改革を進めること、地方交付税を総額確保すること等について、強く働きかけていくことが合意されました。

## 3. 北海道との知事会談

(1) 開催日 平成25年2月5日(火)

(2) 開催場所 北海道札幌市(北海道庁)

(3) 概要

### ○産業振興に係る連携について

・両地域のものづくり技術と地域資源を結びつけてビジネスを創出し、地域経済の活性化につなげていこうとする民間主導の地域連携が開始されつつあることをふまえて、本県知事から、三重県と北海道との産業連携に係る取組について提案を行いました。

・具体的には、こうした民間の取組を両地域の関係者で促進するため、行政、大学、研究機関や産業界等をメンバーとした『「三重県・北海道」産業連携推進会議』を設置することが合意されました。(平成25年2月21日設置)

### (参考:現在の具体的な連携例)

①大豆など未利用資源を用いた飼料の改良による乳・牛肉製品の品質向上

②未利用資源などを使用した機能性食品の展開

## 4 「県政だより みえ」の新たな情報発信について

### 1 現 状

県民の皆さんに、県政の情報や県内のイベント情報などを幅広くお伝えすることを目的として、三重県広報紙「県政だより みえ」を発行しています。

- (1) 発行回数：月1回・毎月1日
- (2) ページ数：16頁
- (3) 発行部数：約72万6千部発行
- (4) 配布方法：各世帯配布（発行月の前月20日～発行月12日）
- (5) 事 業 費：

平成25年度当初予算

制作：11,740千円、印刷：60,614千円、配布：93,082千円  
地上デジタル放送のデータ放送の試験放送費：18,400千円

### 2 課 題

インターネット社会の進展、地上デジタル放送の導入など、県民の皆さん情報入手手段が多様化しており、県民の皆さんのニーズに応じ、適時適切に幅広く情報発信に努める必要があります。

現在の紙による県政だよりの発行においては、編集、印刷、配布に2か月を要するために、最新情報の掲載が困難であること、現行の自治会による配布では一部の自治会未加入世帯に配布されないことなどの課題があります。

### 3 見直しの方向性

- (1) テレビのデータ放送を活用した県政だよりの配信

県政だよりは県の基幹的な広報媒体であることから、情報入手手段の多様化への対応や最新情報の発信、不達世帯の解消に向け、既存の紙の県政だよりに加え、各世帯に情報を届けができるテレビのデータ放送を活用することにより、情報発信の強化を図りたいと考えています。

県政だよりのデータ放送開始に先立ち、平成26年2月及び3月の2ヶ月間、データ放送の試験放送を行いたいと考えています。県民の皆さんや市町に対しての事業の十分な周知や、試験放送による確認を行い、平成26年4月からデータ放送により県政だよりの情報を各世帯へお届けする予定です。

- (2) 紙の県政だよりの発行の継続

なお、データ放送開始後も、紙の県政だよりの発行は継続し、データ放送開始とあわせて、自治会単位での回覧や配置場所の拡充を行うことにより、インターネットやテレビ、紙面でも県政だよりの情報を見ていただけるようにしたうえで、現在、市町(自治会等)のご協力により行っている全戸配布を廃止したいと考えています。

### (3) 紙の県政だよりの配置場所の拡充について

県政だよりのデータ放送開始後も県政だよりの入手を希望される方へのご要望にもお応えしていくことが必要と認識しています。

現在、県政だよりを配置している県内のイオン 21 店舗に加え、各地域のコンビニ、スーパーや市町の公共施設等に協力を依頼し、配置場所を拡充することにより、県民の皆さんのが手軽に県政だよりを入手していただけるようにしていきたいと考えています。

## 4 改善のポイント

- (1) テレビのリモコンの d(データ)ボタンを押すだけの簡単操作で、放送時間帯であればいつでも県政だよりの情報を入手していただけるようになります。
- (2) 紙の県政だよりの自治会単位での回覧に加え、配置場所の拡充などにより、紙でもご家庭のテレビでも県政だよりの情報が見ていただける、入手していただけるようになります。
- (3) 今まで届けられなかつた自治会未加入世帯などへ県政だよりの情報を確実にお届けできます。
- (4) 紙面の制約にとらわれず随時のデータ更新が可能となるなど、従来の広報紙の枠を超えた情報発信により、最新のイベント情報等をお届けできます。

## 5 各市町への説明、調整

昨年 11 月から本年 2 月にかけて、全市町にそれぞれ 2 回、平成 26 年度からのデータ放送実施についてご説明しました。主に、県民の皆さんへの十分な周知の必要性、移行時の苦情への対応、紙の県政だよりが欲しいという方への対応等についてご意見をいただきました。

県政だよりの配布に関しては、今後このようなご意見を十分に踏まえて、データ放送の実施に向けた調整と準備を行っていきたいと考えています。

## 6 今後の予定

3 月 28 日に予定されている県と市町の連携・協働協議会の総会でも、各市町の首長への説明を行う予定です。

平成 25 年度は、市町における自治会回覧等の実施及び県内各地域における県政だよりの配置場所の拡充に向けて協議、調整を行っていきます。市町、自治会等関係者をはじめ、県民の皆さんのご理解を得ながら県政だよりの見直しに取り組んでいきたいと考えています。

## 5 経済センサスー活動調査に係る結果速報について

### 1 経過

経済センサスー活動調査については、日本の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするため、「経済の国勢調査」として、個人経営の農林漁家等を除く、国内に約 620 万ある全事業所を対象に、事業内容や従業員数、売上高等の経理事項まで含めた大規模な経済統計調査として、平成 24 年 2 月 1 日現在で、第 1 回の調査を実施しました。調査結果については、速報を国に合わせて、1 月 29 日に公表したところです。

今後は、5 年ごとに実施する予定です。

### 2 調査結果の概要

#### (1) 事業所数について

三重県内の事業所数は、79,255 事業所（全国 22 位）で、平成 21 年経済センサスー基礎調査（民営）と比べると 5,962 事業所減少しました。

市町別に事業所数をみると、四日市市が 13,474 事業所と最も多く、次いで津市が 11,174 事業所となっています。14 市における事業所数は 69,762 事業所で、全体の 88.0% を占めています。

町では菰野町が 1,473 事業所と最も多く、次いで紀北町が 1,074 事業所となっています。なお、平成 21 年基礎調査と比べると全ての市町で減少しています。

市町別事業所数

	基礎調査 事業所数 (H21)	構成比 (%)	活動調査 事業所数 (H24)	構成比 (%)	増減数 (事業所数)	増減率 (%)		基礎調査 事業所数 (H21)	構成比 (%)	活動調査 事業所数 (H24)	構成比 (%)	増減数 (事業所数)	増減率 (%)	
三重県計	85,217	100.0	79,255	100.0	△ 5,962	△ 7.0								
市 計	75,000	88.0	69,762	88.0	△ 5,238	△ 7.0	町 計	10,217	12.0	9,493	12.0	△ 724	△ 7.1	
津市	12,016	14.1	11,174	14.1	△ 842	△ 7.0	木曽岬町	275	0.3	284	0.3	△ 11	△ 4.0	
四日市市	14,607	17.1	13,474	17.0	△ 1,133	△ 7.8	東員町	810	1.0	770	1.0	△ 40	△ 4.9	
伊勢市	7,267	8.5	6,850	8.6	△ 417	△ 5.7	菰野町	1,560	1.8	1,473	1.9	△ 87	△ 5.6	
松阪市	8,786	10.3	8,180	10.3	△ 606	△ 6.9	朝日町	288	0.3	285	0.4	△ 3	△ 1.0	
桑名市	6,142	7.2	5,941	7.5	△ 201	△ 3.3	川越町	656	0.8	640	0.8	△ 16	△ 2.4	
鈴鹿市	7,081	8.3	6,675	8.4	△ 406	△ 5.7	多気町	702	0.8	632	0.8	△ 70	△ 10.0	
名張市	3,067	3.6	2,813	3.5	△ 254	△ 8.3	明和町	758	0.9	712	0.9	△ 46	△ 6.1	
尾鷲市	1,523	1.8	1,373	1.7	△ 150	△ 9.8	大台町	650	0.8	604	0.8	△ 46	△ 7.1	
亀山市	1,867	2.2	1,734	2.2	△ 133	△ 7.1	玉城町	512	0.6	470	0.6	△ 42	△ 8.2	
鳥羽市	1,547	1.8	1,374	1.7	△ 173	△ 11.2	度会町	380	0.4	359	0.5	△ 21	△ 5.5	
熊野市	1,382	1.6	1,247	1.6	△ 135	△ 9.8	大紀町	582	0.7	536	0.7	△ 46	△ 7.9	
いなべ市	1,893	2.2	1,807	2.3	△ 86	△ 4.5	南伊勢町	822	1.0	715	0.9	△ 107	△ 13.0	
志摩市	3,199	3.8	2,911	3.7	△ 288	△ 9.0	紀北町	1,184	1.4	1,074	1.4	△ 110	△ 9.3	
伊賀市	4,623	5.4	4,209	5.3	△ 414	△ 9.0	御浜町	509	0.6	489	0.6	△ 20	△ 3.9	
							紀宝町	529	0.6	470	0.6	△ 59	△ 11.2	

## (2) 従業者数について

三重県内の従業者数は、801,402人（全国21位）で、平成21年基礎調査時と比べると27,018人減少しました。また、1事業所当たりの従業者数は10.1人となっています。

なお、全国の従業者数は、56,324,082人で、平成21年基礎調査と比べると2,118,047人減少しました。また、1事業所当たりの従業者数は10.3人となっています。

市町別に従業者数をみると、四日市市が150,693人と最も多く、次いで津市が124,167人、鈴鹿市が81,740人となっています。14市における従業者数は715,069人で、全体の89.2%を占めています。

町では菰野町が15,052人と最も多く、次いで東員町が9,853人となっています。

市町別従業者数

	基礎調査 従業者数 (H21)	構成比 (%)	活動調査 従業者数 (H24)	構成比 (%)	増減数 (従業者数)	増減率 (%)		基礎調査 従業者数 (H21)	構成比 (%)	活動調査 従業者数 (H24)	構成比 (%)	増減数 (従業者数)	増減率 (%)	
三重県	828,420	100.0	801,402	100.0	△ 27,018	△ 3.3								
市 計	739,212	89.2	715,069	89.2	△ 24,143	△ 3.3	町 計	89,208	10.8	86,333	10.8	△ 2,875	△ 3.2	
津市	128,875	15.6	124,167	15.5	△ 4,708	△ 3.7	木曽岬町	3,104	0.4	3,042	0.4	△ 62	△ 2.0	
四日市市	162,141	19.6	150,693	18.8	△ 11,448	△ 7.1	東員町	9,011	1.1	9,853	1.2	842	9.3	
伊勢市	59,261	7.2	58,919	7.1	△ 2,342	△ 4.0	菰野町	15,484	1.9	15,052	1.9	△ 432	△ 2.8	
松阪市	74,461	9.0	72,274	9.0	△ 2,187	△ 2.9	朝日町	4,629	0.6	4,109	0.5	△ 520	△ 11.2	
桑名市	56,991	6.9	59,526	7.4	2,535	4.4	川越町	7,775	0.9	7,816	1.0	41	0.5	
鈴鹿市	84,016	10.1	81,740	10.2	△ 2,276	△ 2.7	多気町	8,333	1.0	8,091	1.0	△ 242	△ 2.9	
名張市	26,947	3.3	26,376	3.3	△ 571	△ 2.1	明和町	7,825	0.9	7,151	0.9	△ 674	△ 8.6	
尾鷲市	8,217	1.0	7,883	1.0	△ 334	△ 4.1	大台町	3,865	0.5	3,566	0.4	△ 299	△ 7.7	
龜山市	24,221	2.9	23,802	3.0	△ 419	△ 1.7	玉城町	6,787	0.8	6,755	0.8	△ 32	△ 0.5	
鳥羽市	10,290	1.2	9,659	1.2	△ 631	△ 6.1	度会町	2,096	0.3	2,012	0.3	△ 84	△ 4.0	
熊野市	7,560	0.9	6,705	0.8	△ 855	△ 11.3	大紀町	3,381	0.4	3,282	0.4	△ 99	△ 2.9	
いなべ市	27,088	3.3	28,470	3.6	1,382	5.1	南伊勢町	4,274	0.5	3,769	0.5	△ 505	△ 11.8	
志摩市	20,427	2.5	18,919	2.4	△ 1,508	△ 7.4	紀北町	6,593	0.8	6,259	0.8	△ 334	△ 5.1	
伊賀市	48,717	5.9	47,936	6.0	△ 781	△ 1.6	御浜町	2,598	0.3	2,740	0.3	142	5.5	
							紀宝町	3,453	0.4	2,836	0.4	△ 617	△ 17.9	

### (3) 売上額について

売上（収入）金額の産業大分類別の構成をみると、「製造業」が9兆6,400億円と最も多く、次いで「卸売業、小売業」の3兆4,194億円、「医療、福祉」が7,464億円となっています。

産業大分類	売上(収入)金額(百万円)	全国順位
農林漁業	67,457	19
鉱業、採石業、砂利採取業	12,973	12
※建設業	...	
製造業	9,639,974	10
※電気・ガス・熱供給・水道業	...	
※情報通信業	...	
※運輸業、郵便業	...	
卸売業、小売業	3,419,351	25
※金融業、保険業	...	
不動産業、物品賃貸業	212,638	22
学術研究、専門・技術サービス業	193,759	16
宿泊業、飲食サービス業	264,335	19
生活関連サービス業、娯楽業	322,988	27
※教育、学習支援業	...	
医療、福祉	746,420	26
※複合サービス事業	...	
※サービス業(他に分類されないもの)	...	

※ 売上（収入）金額を事業所単位で把握できない産業については都道府県別の集計がありません。

また、H21 基礎調査では売上（収入）金額については、調査していないため比較はありません。

### 3 今後の予定について

確報については、国においては、平成25年8月から、平成26年2月にかけて、産業別・市町村別等の区分に応じて順次公表される予定となっています。本県としても、調査結果を早く利用できるよう、国の公表後早い時期に三重県版を取りまとめて公表する予定です。

本調査は、同一時点で全産業の経理事項を含む大規模な統計調査として、初めて実施されたものですが、この調査結果については、地方消費税にかかる精算時の基礎資料となるほか、各種産業の振興施策等に活用される予定です。



## 6 審議会等の審議状況について (平成24年11月20日～平成25年2月26日)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成24年11月27日、11月30日、12月20日、12月27日、 平成25年1月22日、1月24日、2月26日
3 委員	会長 早川 忠宏 会長職務代理 樹神 成、丸山 康人 委員 岩崎 恭彦 他3名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て9事案について審議が行われ、うち5事案について答申の確定が行われました。
6 備考	次回開催日：平成25年3月1日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成24年11月21日、12月19日、平成25年2月20日
3 委員	会長 安田 千代 会長職務代理 藤枝 律子 委員 白石 友行 他2名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立て事案について 個人情報の取り扱いに関する制限の適用を除外する事項について
5 調査審議結果	不服申立て1事案及び個人情報の取り扱いに関する制限の適用を除外する事項1事案について審議が行われ、両事案について答申の確定が行われました。
6 備考	次回開催日：平成25年3月22日 今後の予定：不服申立事案処理のため開催します。